

運営規程記載例

第〇条 事業所は「障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な方針」(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)第一の二の 3 に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。

以下該当する項目を記載する

(1) 相談

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入及やその他必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

病院又は施設からの地域移行、親元からの自立等にあたり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用、一人暮らし等の体験の機会及び場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保及び養成

医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い障害が重度化した者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応をすることができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能